

2022年1月31日

北海道知事

鈴木直道様

日本共産党北海道委員会
委員長 青山慶二
日本共産党北海道議会議員団
団長 真下紀子

2022年度北海道予算編成・道政施策に関する重点要望

新型コロナウイルス感染症の世界的流行から3年目となるコロナ禍の長期化により、非正規雇用が多い女性や学生・若者などの生活困窮は深刻さを増し、明日の生活すら目途が立たない人たちが急増している。中小企業を中心とした本道経済は事業の継続・担い手対策にも更なる困難が生じ、基幹産業である第一次産業においても先行きの不安が高まっている中、オミクロン株への置き換わりで新規感染者が三千人をはるかに超える等感染の急拡大が命と社会経済活動に計り知れない影響を及ぼし、医療のひっ迫が迫っている。

これまでの政治によって削られてきた医療・福祉機能の脆弱性、「自己責任」の押し付けによって立場の弱い人に痛みが集中する社会構造が明らかとなり、岸田首相自身、「新自由主義の弊害」を認めざるを得なくなっている。わが党はこれまで「住民福祉の増進」こそ、地方自治体最大の責務であることを強調してきた。その意義と役割は益々大きくなっている。コロナ禍で痛めつけられた道民生活の復活のために、これまでの施策を抜本的に見直し、住民を支える施策が不可欠である。

2022年度予算編成においては、暮らしや地域を壊す「新自由主義」「自己責任論」を大きく転換し、長引くコロナ禍によって直撃を受け、困難を抱えた人に寄り添い、希望を示し、PCR検査を抜本的に強化した感染対策、十分な入院・宿泊療養体制など、何よりもいのち・くらしを守り抜く立場から、以下、2022年度北海道予算編成・道政施策に関する要望を行う。

記

一． 新型コロナウイルス感染症対策等、いのちを守る対策を

1. 第6波の感染急拡大に対し、感染リスクの高い医療従事者やケアワーカー、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患等のある人への3回目のワクチン接種を最大限、迅速に行うこと。希望する人へのワクチン接種を実施できる体制を早急に構築すること。政府が方針を示している5～11歳の子どもたちへのワクチン接種については、保護者や子ど

もたちへの懸念に応えることができるよう情報提供に努めるとともに、接種の有無によって差別が起きないように周知すること。

2. 無症状や軽症であっても早期に感染者を把握するために、「いつでも、誰でも、無料で」受けられるよう、一般検査事業も含めPCR検査体制を全道で構築し、感染者を保護・隔離すること。国に検査資材の確保を求め、医療機関や高齢者・介護施設等に対して、積極的な定期検査を行う方針を明確に打ち出し、早急に実施すること。
3. 有症者を自宅に決して置き去りにせず、治療に結び付けられるよう地域の医療機関との連携と体制強化をはかること。自宅療養者の健康観察や電話・訪問診療体制が盤石となるよう、医療機関等との連携体制と情報共有ができる仕組みを構築すること。
4. コロナ禍の長期化や感染拡大に対応するための体制整備を保障する上でも、既存事業の延期・見直しをはじめ、コロナ対策予算を確保すること。特に、検査、調整等を担う保健所機能を抜本的に増強すること。とりわけ、保健師の増員を図る予算とすること。
5. コロナ禍で地域医療の役割は極めて重要であることが再確認された。地域医療構想に基づく病床削減計画は見直し、医師・看護師等の医療従事者の確保とともに、地域医療体制を拡充すること。公立・公的病院は感染医療でも中軸を担っており、統廃合を行わないこと。また、再検証要請を撤回するよう国に求めること。
6. 「地域づくり総合交付金・新型コロナウイルス感染症対策推進事業」の予算を拡充し、利用要件をさらに改善すること。
7. 生活福祉資金特例貸付について、償還免除措置の周知をはかること。返済困難な人に対する支援がもなく行き届くように、支援体制の強化をはかること。
8. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の負担軽減策を道として実施すること。後期高齢者の窓口負担2割化を中止するよう国に求めること
9. これまで削減され続けてきたがん対策予算を抜本的に増額し、がん検診率の向上はじめ、がん対策を大幅に強化すること。
10. 妊産婦が産前・産後にわたり不安なく出産・子育てを行えるよう、ワンストップの妊産婦相談支援体制を構築し、支援体制を抜本的に強化すること。
11. 医療機関、介護施設への財政支援を行い、国へも減収補填を求めるこ。

二．中小企業・小規模事業者と雇用への支援拡充を

1. 感染拡大防止のために休業や時間短縮などを要請する場合、自粛と補償はセットの立場で支給を行うとともに、国に対しても財政措置の拡充を求めるこ。
2. 新型コロナウイルスの影響で厳しさを増している事業者の事業継続のため、中小企業支援や商店街支援の補助金の創設、給付金や家賃等固定費への支援金を道独自で行うとともに、国へも実施を求めるこ。
3. コロナ禍の影響が長期化する中、低所得者・中小業者に重い負担となっている逆進性の高い消費税は減税し、応能負担の原則が貫かれる税制への転換を求めるこ。

4. 道の相談体制を強化し、特に深刻な影響を受けている女性労働者をはじめとする非正規労働者の実態調査を行うこと。
5. 海外客重視の観光施策から、道内・国内のリピーターを重視する施策展開を行うこと。

三． ジェンダー平等の推進、生活困窮者・子ども・若者を支えるやさしい北海道に

1. 「北海道総合計画」など道の計画・施策にジェンダー平等を明記し、あらゆる施策に反映させること。ジェンダー平等推進のための予算を拡充すること。
2. 道庁の女性幹部職員登用を抜本的に強めること。道の各種審議会委員への女性登用を促進すること。男性職員の育休取得を推進すること
3. 子どもの医療費助成を高校卒業まで無料化すること。
4. 児童相談所の体制強化とともに、分室も含め、子どもが安心して過ごせる環境として全児童相談所に一時保護所を整備すること。保護者の入院などで看護者のいない子どもの受け入れ・支援体制を拡充すること。
5. 学生支援緊急給付について対象者を抜本的に広げ、再度実施や、学費引き下げを行うことを国に求めること。道独自に給付型奨学金制度を実施すること。
6. これまで減額し続けてきた私立高校管理運営対策補助金を抜本的に増額すること。国の単価増額に反して道の単価減額と一般会計繰入を止め、公私間格差・地域格差是正のための措置を講じること。
7. 道独自のパートナーシップ・ファミリーシップ条例の制定を検討すること。同性カップルで入居ができるよう、道営住宅入居規定を見直すこと。
8. 女性の低賃金・非正規労働、男女の賃金格差、DV被害や自殺などの深刻な実態について調査を実施し、相談体制の強化、処遇改善・対策に取り組むこと。
9. 性暴力被害支援者支援センターの体制強化について、24時間365日対応可能な医療拠点型の体制へ強化すること。配偶者暴力支援センターの設置を広げ、人員体制を強化すること。
10. 食糧支援など生活困窮者に必要な支援が届く施策を道として実施すること。女性の貧困対策として各自治体で実施している生理用品の無料配布事業を実施すること。
11. 給与への加算などケア労働者への待遇改善策を講じること。少なくとも福祉の職場への支援を通して、ケア労働者への支援を行うこと。

四． 第一次産業振興対策について

1. 価格補償・所得補償・担い手育成を柱に、安心できる持続可能な農林漁業の土台をつくる第一次産業振興予算とすること。
2. 米1俵を作る経費より概算金の金額が安い現状を早期に打開するべく、産地交付金や水田活用の直接支払交付金の大幅拡充、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求め、本

道の米農家を守る姿勢を示すこと。長期化する米価暴落対策として、市場隔離と子ども食堂や生活困窮者へ食糧支援を実施すること。

3. ゲノム食品表示を道として実施できるよう体制整備を行うとともに、国へも求めるこ^とと。グリホサートをはじめとする毒性の強い農薬使用を中止し、残留農薬基準を強化すること。
4. 赤潮被害によるウニやサケ等大量死の詳細な実態と影響を把握し、原因究明を早期に進めること。漁業者に寄り添い、減収補填と再生産可能な漁業が続けられる支援を引き続き国に求めるとともに、道独自の支援施策を実施すること。水産資源を守り増やすための支援を実施すること。また、漁業被害が想定される流木が発生した際、すぐに撤去ができるよう予算を措置すること。
5. 本年、国連が設定した「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」であることに鑑み、沿岸・小型漁業、地域漁業の維持・発展を漁業政策の柱に据え、魚価の安定、燃油・資材価格の引き下げなど、漁業経営安定対策を推進すること。
6. 「低炭素社会」実現に欠かせない林業振興のため、地域の活性化に役割を果たしている自伐型林業を支援し、「ウッドショック」に対応できる国産材の安定供給体制を確立するなど、持続可能な森林づくりを保障する予算とすること。道産材の住宅・高層住宅・公共施設への活用を推進すること

五. 地方交通政策の拡充

1. 北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線を含め、道自身が「鉄路を守る」という姿勢を明確にし、圏域を結ぶ鉄道網としての必要性を地域としっかり協議し、線区の色分けにかかわらず、利用拡大、路線維持存続に向けたあらゆる対策をとること。
2. 北海道新幹線札幌延伸に伴う残土処理に関し、住民合意をとらずに強権的に推し進めることのないように、機構に安全性の確保と住民合意がない工事は中止するよう強く申し入れること。
3. JR日高線廃止の前提である「護岸復旧」をJR北海道と早期に協議を行い、早期に原状復帰を図る工程を示すこと。
4. 北海道新幹線の大規模な赤字、巨額の不動産投資などJR北海道の経営改善に向けた取り組みによって、地域路線が廃線に追い込まれることのないようにすること。
5. 函館本線山線の存続の必要性を明確に打ち出し、道として支援を行うこと。

六. 環境・エネルギー政策—原発依存から再生可能エネルギーへの転換を

1. CO₂削減目標は、気温上昇1.5°C以内の実現にふさわしい引き上げと、実効性ある行動計画を明らかにすること。
2. 脱炭素に絶対不可欠となる新エネ・再エネ、省エネ関連予算を抜本的に増額すること。

新エネ・再エネの普及にあたって、巨大企業への利益誘導型開発ではなく、地元企業と住民主体で地域経済に利益が循環する仕組みを構築して実施すること。地域循環型の経済に貢献度の高い道産材による木質ペレットや薪の活用促進を抜本的にはかること。

3. 企業局から拠出を受けている「北海道新エネルギー導入加速化基金」について、知事部局からの拠出を行い、抜本的増額をはかること。
4. 石炭火発からの脱却を宣言し、所有する北電及び企業に廃止を働きかけるとともに、新エネ・再エネの増強と省エネの更なる徹底に向けた、具体的達成目標を示すこと。併せて、電気供給事業者に対し、火力発電の抑制と再エネ電源の拡大について、ゼロカーボン北海道の達成に相応しい目標と計画策定を義務付けること。
5. 原発依存から脱却し、泊原発の廃炉を決断すること。
6. 寿都町・神恵内村で進められている特定放射性廃棄物最終処分場建設に向けた文献調査に関し、道として調査の進展に反対の立場を堅持し、建設させないこと。交付金を用いた核のごみ押し付けの政策をやめて調査を中止するよう、国に求めること。
7. 道庁における再生可能エネルギーの優先利用原則を確立し、新電力導入目標を設定し、再エネ拡大の先頭に立つ道庁の姿勢を示すこと
8. プラスチック使用量、使い捨てプラスチック製品の削減目標を設定し、早期の具体的対策を講じること。
9. 木質バイオマスや太陽光発電など、再生可能エネルギー活用を広げるため、市町村や事業者に活用事例の普及や補助制度の充実をはかること。
10. 公用車の次世代化、庁舎でのLED化などの省エネルギーを徹底すること。

七．防災対策の抜本的強化を

1. 内閣府が千島海溝と日本海溝沿いの巨大地震での新たな被害想定を公表したことを受け、道として震災対策を抜本的に強化すること。
2. 住宅再建など、被災者生活支援の恒久的な道独自制度を創設すること。
3. スフィア基準に基づき、北海道避難所マニュアルを改善すること。高齢者や乳幼児、障害者、女性、セクシャルマイノリティ、ペットの同行など、避難者に配慮した対策をきめ細やかに行うこと。厳寒・豪雪時の安全な避難体制をとること。
4. 豪雨による河川の氾濫や山崩れなどの災害防止対策予算を増額すること。土木等の技術職員をはじめ職員体制を市町村と協力して計画的に増員すること。
5. 建設工事における盛り土規制を道独自に実施すること。

八．アイヌ政策の推進・ヒグマ対策等、本道の伝統を守り自然と共生する施策推進

1. アイヌ民族に対する差別解消に向けた対策を抜本的に強化すること。アイヌ民族に対するヘイトスピーチの実態把握を行い、防止対策を早急に検討すること。
2. 明治以降のアイヌ民族に対する同化政策と権利の侵害に対して、北海道として徹底し

た検証を行い、反省と謝罪を表明すること。併せて、同化政策によって奪われたアイヌ民族の言語、生活様式、宗教的思想、儀礼、芸能活動などに対する道民理解を深めながら復興していく施策を講じること。道のアイヌ施策担当にアイヌ当事者の雇用を進めること。

3. 先住民族の伝統的サケ採捕の伝承等に配慮した対応を行うこと。
4. ヒグマなど野生鳥獣の保護管理及び外来種対策を推進するうえで、精度の高い生息調査と専門家の育成を行うこと。ヒグマ対策は人間の居住地域と農地への侵入防止を中心とし、電気柵の購入補助と無償貸し出し等の事業を創設すること。

九. 憲法に基づき平和を守り、地方自治体としての役割を発揮する道庁改革を

1. 行政のデジタル化に関し、行政の役割と責任を前提として、公文書を管理し、情報公開をすすめ、プライバシーや個人情報を厳格に守ることで、住民に信頼されるデジタル化を目指すこと。
2. 憲法を順守し、北海道の軍事基地化を許さない立場から、本道で実施予定の日米共同訓練の中止を国に求めるとともに、オスプレイの飛行を行わないように併せて求めること。本道に来道する米軍関係者に対する日本の検疫からのすり抜けが水際対策の大穴となっており、ただちに是正するよう要請し、日米地位協定の抜本改定を政府に強く求めること。
3. 9月に全面施行が予定されている重要土地利用規制法は住民を監視し、私権を制限するとともに、土地所有者には地価の低下などの不利益が生じる恐れもあることから、施行を中止するように国に求めること。
4. 道職員の長時間・過密労働を是正するためにも、目標をもって正職員増員を行うこと。会計年度任用職員と正職員との賃金格差解消を早急に実施すること。会計年度任用職員から正職員への積極的登用を行うこと。
5. 身体・精神・知的障害それぞれの特性に応じた道職員採用試験を実施すること。知的障害者の採用を計画的に進めるとともに、情報公開を積極的に行うこと。

以上